

介護保険第2期の折り返し

介護給付適正化推進運動

～ 全保険者が第一歩を踏み出そう ～

厚生労働省老健局

目 次

本文

介護給付適正化推進運動の実施 ～全保険者が第一歩を踏み出そう～	P 1 ~ 5
------------------------------------	---------

資料編

効果的な適正化事業実施例を踏まえた取組

【資料1】適正化事業の取り組み事例	P 7 ~ 24
介護給付費通知の活用 北海道栗山町、東京都稲城市 ケアマネジメントの適正手続の確保・ケアプランチェックの実施 鹿児島県、茨城県下館市、岡山県寄島町 広島県三次市、広島県戸河内町、福岡県大川市 要介護認定調査 東京都品川区、東京都武蔵野市、鹿児島県川内市	
(参考) 適正化対策取組ランキング	P 25 ~ 27
適正化のための国保連審査支払新システムの活用例	P 28 ~ 33
東京都23区内の福祉用具のレンタル価格の格差	P 34 ~ 36
介護保険における福祉用具の選定の判断基準(ガイドライン) と福祉用具の利用状況との関係	P 37 ~ 41
国保連合会「介護苦情・相談センター」への通報状況	P 42

不正請求、不適切な請求への対応(不正パターンの把握)

【資料2】国保連合会「介護苦情・相談センター」への通報事例	
サービスに関して(人員・設備・運営基準違反)	P 43 ~ 68
給付費請求(架空・過剰請求) 指定申請 その他	
【資料3】指定取消事業所の概要について	P 69 ~ 92

介護給付適正化推進運動の実施

～ 全保険者が第一歩を踏み出そう～

1. 趣旨

介護保険制度は老後を支える基礎的な社会システムとして定着したが、介護サービスが真に所期の効果をあげているかとの観点、不適正、不正な介護サービスはないかとの観点から改善の余地があるものと考えている。

介護給付の適正化は喫緊の課題である。しかし、これは機械的に給付を削減することではない。常に、提供された介護サービスが要介護者の自立支援に繋がるものとなっているか否かという視点から、介護給付の適正化を考える必要がある。

このためには、ケアカンファレンスの開催が極めて重要である。

また、介護給付の在り方について指導に当たる行政官が、ケアマネジメントの内容の適否を見極める力を身につける必要があり、行政担当者が、ケース事例研究会等に積極的に参画することなどを通じて、より一層ケアマネジメントに対する理解を深めていくことが肝要である。

本年2月から国保連合会の介護給付適正化システムの運用が開始されるなど、適正化への取組のための支援体制の整備が進められているところである。

こうした状況を踏まえ、国、都道府県、市町村（保険者）が連携して介護給付の適正化に取り組む「介護給付適正化推進運動」を実施することとする。

なお、取組の成果については、都道府県において管下保険者の成果を含めて取りまとめていただき、都道府県から厚生労働省がヒアリングをする予定である。

2. 実施期間

初年度は本年10月から実施することとし、次年度以降も実施。

3. 具体的な取組

(1) 効果的な適正化事業実施例を踏まえた取組

介護給付の適正化に積極的に取り組んでいる保険者（トップランナー）を目標として、すべての保険者が適正化に取り組むこととする。

保険者、都道府県が実施している効果的な適正化事業実施例をテーマごとに【資料1】適正化事業の取り組み事例（7～24頁）としてまとめたので、積極的に取り入れていただきたい。

(2) 不正請求、不適切な請求への対応

不正請求や事業所の取消事例が増加していること等を踏まえ、適切な介護給付を行うため、サービス提供事業者等の保険給付について調査（照会）等を行うこととする。

実施に当たっては、都道府県と保険者が適宜連携を図っていただきたい。

優先的に調査等を行う事業所の選定基準

以下の選定基準に沿った対応をしていただきたい。

国保連合会の適正化システムにより特異的な傾向を示している事業所に対する調査（照会）

【保険者、都道府県】

国保連合会の適正化システムを活用して、以下の特異的な傾向を示している事業所等を優先して、その給付内容について調査（照会）を行っていただきたい。

市町村には保険者の権限として、保険給付に関する文書提出等を求める権限（法第23条）が与えられており、都道府県に任せるのではなく、自ら積極的な取組をお願いしたい。

支援事業所別認定者の要介護度の変化

各支援事業所単位の要介護度の改善状況の把握ができる。

ケアマネジャー1人あたり作成ケアプラン

支援事業所単位のケアマネジャー1人あたり平均ケアプラン作成件数の把握ができる。

支援事業所別支給限度額割合

支援事業所単位で、支給限度額に対して、どのくらいのサービス量のケアプランを作成しているかを把握できる。

支援事業所とサービス事業所との同一法人割合（単位数）

各支援事業所が同一法人のサービスをどのくらい組み込んでいるか把握できる。

訪問介護事業所別ヘルパー1人あたりのサービス提供時間

ヘルパー1人あたりのサービス時間が極端に長い場合は、給付費の請求誤りの疑いがあったり、サービス運用体制に問題があるケースがある。

事業所別定員に対する利用割合

ショートステイ、グループホーム、入所施設等の定員数に対する利用者割合の把握

〔【参考】適正化のための国保連審査支払新システムの活用例（28～33頁）〕